

認定基準以下の時間外労働での労災認定 化学物質過敏症労災認定事案を学ぶ-県労健康講座

12月17日、早島町で県過労死センター総会と県労健康講座「全国でも数少ない労災認定裁判について」の講演があり、40人が参加しました。

初めに道端達也玉島協同病院院長が「化学物質過敏症(CS)の裁判事例とその教訓、知っておいて欲しいこと」を講演。

ガスボンベ再生工場で有害物質に暴露し発症したが、様々な診断名がつけられた。

医学界ではCSの存在にまだ論争がある。今回の裁判では、CSの疾患概念の存在を肯定し、高濃度化学物質に暴露し(その後低濃度に反応)、症状が職業暴露と矛盾しない、心因ではないことが認められて勝訴となった。行政のずさんさ、職場の安全管理問題、医師の観点などの問題がある。

今後は、地道な安全衛生活動など改善が求められる点が多々あると指摘しました。



お礼を述べる被災の方(右)
講演する道端医師(左)



続いて山本勝敏弁護士が「認定基準以下の時間外労働での労災認定」を講演。

厚労省の脳・心臓疾患の認定基準が発症6ヶ月前に月80時間超の時間外労働として運用されている。本件は11カ月前から70.6時間、

6ヶ月前では63.7時間で認定基準を満たしていなかった。しかし認定基準の根拠となった知見では月60時間超で有意な関係を認め、月45時間以下であれば蓄積疲労が回復するとの知見もなく回復したことも認められない、また国の主張が相互に矛盾していることを主張して認定された。不規則勤務や基礎疾患既往者などでは基準以下で認定されていたがその枠を超えるものだ。



お礼を述べる被災の方(右)
講演する山本弁護士(左)



過労死防止基本法制定署名、ディーセントワーク などの方針を決める-県過労死センター総会

県過労死センター総会が、開かれディーセントワークのとりくみなど今年度の運動方針、財政、役員などを決めました。

過労死家族の会、過労死弁護団などが呼びかけた「過労死防止基本法制定」のとりくみでは、全国家族の会の寺西笑子会長が個々の裁判では、過労死は防止できない、国に基本法を制定させる運動、署名への協力を呼びかけました。他に4人が各分野のとりくみを発言して、議案、役員を全員で確認しました。(写真:家族の会寺西会長)

